

令和5年度第2回労使間意見交換会
議事要旨

1 日時：令和6年1月29日（月）13:29～14:54（85分）

2 会場：統計部第3・4会議室（北別館1階：ドアNo.112）

3 出席者：

| | | |
|-------------|---------|-------------------|
| 農林水産省 | 河 南 健 | 大臣官房秘書課長 |
| 同 | 高 橋 一 郎 | 大臣官房予算課長 |
| 同 | 横 田 正 明 | 大臣官房地方課管理官 |
| 同 | 清 水 浩太郎 | 大臣官房環境バイオマス政策課長 |
| 同 | 玉 原 雅 史 | 大臣官房統計部管理課長 |
| 同 | 平 中 隆 司 | 消費・安全局総務課長 |
| 同 | 伊 藤 優 志 | 輸出・国際局総務課長 |
| 同 | 川 本 登 | 農産局総務課長 |
| 同 | 永 田 文 明 | 畜産局総務課調査官 |
| 同 | 天 野 正 治 | 経営局総務課長 |
| 同 | 山 里 直 志 | 農村振興局総務課長 |
| 同 | 今 野 聡 | 農林水産技術会議事務局研究調整課長 |
| 同 | 望 月 健 司 | 林野庁林政課長 |
| 同 | 岩 崎 光 宏 | 水産庁漁政課管理官 |
| 同 | 大 坂 浩 之 | 大臣官房秘書課人事調査官 |
| 同 | 三 宅 建 史 | 大臣官房秘書課人事企画官 |
| 全農林労働組合中央本部 | 渡 邊 由 一 | 書記長 |
| 同 | 村 上 嘉 則 | 財政局長 |
| 同 | 立 花 賢 司 | 組織教宣部長 |
| 同 | 関 真 寿 | 調査交渉部長（非現業担当） |
| 同 | 轟 政 浩 | 調査交渉部長（独法担当） |

（三宅秘書課人事企画官）

ただいまから、令和5年度第2回労使間意見交換会を開催する。

開会に当たり、河南秘書課長から今回の労使間意見交換会の趣旨について説明する。

(河南秘書課長)

本日は、「令和6年度農林水産予算概算決定」と「令和6年度組織・定員」を議題として労使間意見交換会を開催する。

いずれの議題も重要な案件であり、有意義な意見交換としたいので、御協力をお願いします。

(三宅秘書課人事企画官)

本日は2つの議題があるため、2部構成で実施することとしたい。

配付資料は、第1部資料として「令和6年度農林水産予算の概要」を、第2部資料として「令和6年度組織・定員について」をそれぞれ使用する。

それでは、第1部の出席者を紹介する。

当局側として、河南秘書課長、高橋予算課長、横田地方課管理官、清水環境バイオマス政策課長、玉原統計部管理課長、平中消費・安全局総務課長、伊藤輸出・国際局総務課長、川本農産局総務課長、永田畜産局総務課調査官、天野経営局総務課長、山里農村振興局総務課長、今野農林水産技術会議事務局研究調整課長、望月林野庁林政課長、岩崎水産庁漁政課管理官、大坂秘書課人事調査官、そして秘書課人事企画官の三宅である。

職員団体側として、渡邊書記長、村上財政局長、立花組織教宣部長、関調査交渉部長（非現業担当）、轟調査交渉部長（独法担当）である。

最初に、資料1「令和6年度農林水産予算の概要」について、高橋予算課長から説明する。

(高橋予算課長)

令和6年度の農林水産関係予算について説明する。

お手元の冊子資料1の2頁の全体概要を御覧いただきたい。

令和6年度当初予算額は2兆2,686億円であり、全体を、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく5つの柱立てと林野・水産を合わせた7つの柱立てで整理している。

1番目の柱は「食料の安定供給の確保」である。

過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換を図るため、水田での戦略作物の本作化、品目ごとの生産性向上や販売力強化、堆肥等の国内資源の肥料利用拡大、耕畜連携等による国産飼料の生産・利用拡大、マーケットインによる海外での販売力の強化、適正な価格

形成の推進、パレット化等による物流 2024 年問題への対応、食品アクセス確保に向けた体制構築、食品産業での国産原材料の活用促進等に必要な予算を確保している。

2 番目の柱は「農業の持続的な発展」である。

地域計画の実現に向けた農地の受け皿となる者の確保、新規就農の推進、農地の大区画化や汎用化・畑地化、農業水利施設等の適切な保全管理、スマート農業技術の開発・実用化、鳥インフルエンザに対応した農場の分割管理等に必要な予算を確保している。

3 番目の柱は「農村の振興」である。

農山漁村発イノベーションの推進、農村 RMO の形成、鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進等に必要な予算を確保している。

4 番目の柱は「みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化」である。

環境負荷低減と高い生産性を両立する新品種・技術の開発、グリーンな栽培体系への転換、有機農産物の生産・需要拡大等に必要な予算を確保している。

5 番目の柱は「多面的機能の発揮」である。

日本型直接支払による多面的機能の維持・発揮のための共同活動や中山間地域での農業生産活動継続への支援等に必要な予算を確保している。

6 番目の柱は「カーボンニュートラルの実現等に向けた森林・林業・木材産業によるグリーン成長」である。

カーボンニュートラル等を実現し、花粉発生量の削減にも資するよう、川上から川下までの森林・林業・木材産業政策や森林整備事業、治山事業の実施等に必要な予算を確保している。

7 番目の柱は「水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化」である。

漁獲対象魚種・漁法の拡大転換、養殖転換など海洋環境の変化に対応した新たな操業・生産体制への転換等に必要な予算を確保している。

説明は以上である。

(渡邊書記長)

本日の意見交換会は、食料・農業・農村基本法の改正を控え、「食料・農業・農村政策

の新たな展開方向」を踏まえた食料安全保障の強化などをはじめとする、農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するための大変重要な予算、組織・定員等の意見交換であると位置付けている。

厳しい社会・経済情勢のもと、例年に増して予算案確定に向けて大変な作業であったものと思われるが、まずは、冒頭、各原局担当者の皆さんをはじめ、関係各位のこの間の対応に敬意を表したい。

今ほど、農林水産予算概算決定の概要について説明があったところであるが、昨年 12 月 26 日に農林水産大臣から、「令和 6 年を食料安全保障の確保に向けた改革元年として、新たな農林水産政策を実行する」との力強い発言もされたところであり、生産資材の高騰で生産現場を取り巻く状況はかつてないほど厳しい状況にあること、食料安全保障に対する国民の関心が高まっているなか、農林水産省として 2024 年度予算のポイントについて積極的に発信する必要がある。

なお、2023 年度補正予算も 8,182 億円が措置されたところであるが、今後、食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた新たな農林水産施策を展開するために必要な予算は、当初予算で確保するよう求めておく。

さらに、1 月 1 日に発生した能登半島地震に伴う災害復旧に必要な予算を確実に確保するよう求める。

最後に、農林水産行政を担う現場は、年々増加する業務量に対して定員削減の継続や欠員の不補充による人員不足が最大の課題となっている。また、重要施策を一体となって担う所管独立行政法人においては、毎年課せられる効率化係数と施設整備費補助金の削減が最大の課題となっている。このことから、予算執行にあたっては、農林水産行政の着実な推進はもとより、それを支える組合員の労働条件上の課題や業務運営上の問題に対し、当局としての責任ある対応を求める。

それでは、それぞれ担当より伺い、意見交換させていただきたい。

(関調査交渉部長)

まずは、「総論」についてである。

農林水産省の 2024 年度当初予算額は、2 兆 2,686 億円と今年度当初予算より微増にとどまっているが、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく各種事業の展開に必要な予算は、当初予算で十分に確保できたのか。

また、超過勤務手当や旅費、庁費など業務遂行に必要な予算は十分に確保できたのか。

さらに、暫定再任用短時間勤務及び定年前再任用短時間勤務に係る人件費を含め、必要な人件費予算は確保できたのか。

(高橋予算課長)

令和6年度当初予算については、令和5年度補正予算と合わせて、農林水産業をめぐる諸課題にしっかりと対処できる予算を確保できたものと考えている。

また、超過勤務手当や旅費、庁費等の業務遂行に必要な予算、暫定再任用や定年前再任用を含む短時間勤務に係る人件費についても、各職場の実情に合わせて当初予算で確保している。

(関調査交渉部長)

2023年度補正予算は、食料安全保障の強化に向けた構造転換対策など8,182億円が措置されているが、全額を年度内に執行するのか。次年度への繰越は可能なのか。

(高橋予算課長)

補正予算については早急に対応すべきものを計上しているため、年度内に執行ができるよう引き続き努めていく。

なお、財政法においては、経費の性質上、年度内に支出が終わらない見込みのあるものについて、「繰越明許費」として、あらかじめ国会の議決を経て翌年度に繰り越して使用することができるかとされている。

今回の補正予算についても、必要なものは「繰越明許費」として次年度への繰越が可能である。

(関調査交渉部長)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る経費、「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費、「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費については、予算編成過程で検討するとされていたが、今回の予算額にそれぞれどのように反映されているのか。

(高橋予算課長)

国土強靱化、TPPについては補正予算で、食料安全保障の強化については補正予算と当初予算を合わせて必要な予算を確保している。

(関調査交渉部長)

小麦・大豆の国産化の推進に係る予算については、産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するとして補正予算を含めれば大幅に増加しているが、地方農政局等及び地域拠点の関わりに変更はあるのか。また、2024年産麦に対する事業に補正予算は使用できるのか。

(川本農産局総務課長)

本事業は、令和4年度補正予算においても143.6億円を措置しており、令和5年度補正予算・令和6年度当初予算では供給円滑化推進事業の対象品目に大豆が追加されるなどの変更はあるものの、基本的に従前と同様の事業となっていることから、地方農政局等及び地域拠点の関わりに変更はない。

また、令和6年産麦に対しても、各事業の要件を満たしていれば令和5年度補正予算での対応は可能である。

(関調査交渉部長)

野菜種子安定供給対策事業については、野菜種子の安定供給を図るとして新たに措置されたが、地方農政局等及び地域拠点はどのように関わるのか。

(伊藤輸出・国際局総務課長)

地方農政局等においては、補正予算と同様に、事業執行に係る業務をお願いしたい。事業執行にあたっては、補助事業経験が無くても対応できるよう、マニュアルの作成、説明会のWeb開催等させていただいているところ、今後も引き続き、きめ細かく対応させていただく。

地域拠点においては、事業者からの質問や事業活用希望があれば、本省までおつなぎいただきたい。

(関調査交渉部長)

国内肥料資源利用拡大対策事業等については、肥料の国産化に向けて、畜産由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するとして補正予算を含めれば大幅に増加しているが、地方農政局等及び地域拠点の関わりに変更はあるのか。

(川本農産局総務課長)

本事業は、令和4年度第2次補正予算における国内肥料資源利用拡大対策(99.98億円)の後継事業となっており、地方農政局等及び地域拠点の関わりは、管内関係事業者への周知、事業実施計画書の審査、補助金の交付手続など基本的に令和4年度補正予算と同様と想定している。昨年の補正予算成立後、本省においてweb事業説明会等を行い、公募を開始したところであるが、事務の効率化等により地方農政局等の負担軽減を図ってまいりたい。

(関調査交渉部長)

飼料増産・安定供給対策については、国産飼料の生産・利用拡大を図るとして、2023

年度補正予算で飼料自給率向上緊急対策が措置されているが、地方農政局等及び地域拠点の関わりに変更はあるのか。

(永田畜産局総務課調査官)

飼料自給率 34%の目標達成に向け、飼料生産基盤に立脚した畜産経営の推進を図るため、本事業を措置したところである。地方農政局等及び地域拠点の関わりに変更はない。具体的には、飼料生産組織の規模拡大等支援、中山間地域における飼料増産活性化対策、国産飼料広域供給対策、広域流通拠点の整備等は地方農政局等において、令和4年度補正予算で措置した飼料自給率向上総合緊急対策と同様に公募事務や関係都道府県・団体等との連絡調整、交付事務等を実施することとなるが、併せて現場や関係各所への周知や助言等をお願いしたい。

(関調査交渉部長)

2030年輸出5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出促進については、輸出証明書の発行業務が増加しているが、地方農政局等、地域拠点及び植物防疫所、動物検疫所並びに漁業調整事務所が行う輸出証明書発行業務に必要な非常勤職員の雇用経費を含む庁費は確保できたのか。

(伊藤輸出・国際局総務課長)

非常勤職員の雇用経費を含め、輸出証明書発行業務に必要な予算を確保したところである。

(関調査交渉部長)

グローバル産地づくり推進事業について、大規模輸出産地の形成等を支援する等として、大規模輸出産地モデル形成等支援が新たに措置されているが、地方農政局等及び地域拠点はどのように関わるのか。

(伊藤輸出・国際局総務課長)

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、新たに、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた大規模輸出産地のモデル形成等を支援することとした。この事業は、補助事業者たる民間団体等が事業実施主体の公募や交付事務等を行うため、地方農政局等及び地域拠点において交付事務等を行っていただくものではないが、輸出に意欲のある産地があれば情報提供いただくとともに、現場への事業の周知や助言等をお願いしたい。

(関調査交渉部長)

国民理解の醸成については、「2. 事業者の食品安全に係るリスク低減の可視化」が措置されているが、地方農政局等及び地域拠点、所管独立行政法人の関わりはあるのか。

(平中消費・安全局総務課長)

事業者の食品安全に係るリスク低減の可視化は、有害化学物質・微生物リスク管理総合対策事業1.7億円の一部として、本省直轄の公募となるため、基本的に地方農政局等及び地域拠点、所管独立行政法人の関わりはないものと考えている。

(関調査交渉部長)

地域計画策定推進緊急対策事業について、従来の人・農地プランに加え、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に必要な取組を支援するとして増額されているが、地方農政局等及び地域拠点の関わりに変更はあるのか。

(天野経営局総務課長)

本事業において、地方農政局等及び地域拠点の関わりに変更はない。引き続き、令和5年度と同様、施策の周知や計画の策定状況の把握への協力をお願いしたい。

(関調査交渉部長)

経営所得安定対策として、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）について、本年度予算より108.5億円の減額となっているが、事業の実施に支障は生じないのか。

(川本農産局総務課長)

令和5年度予算では、相当程度の金額の補てんが見込まれたため、必要な財源を確保したところであるが、令和6年度予算では、収入保険への移行に加え、令和5年産米価が堅調に推移している現下の状況に鑑みると、令和5年度予算と比較して減少をしているが、必要な予算は確保している。

(関調査交渉部長)

農業農村整備事業について、国営土地改良事業所等における超勤手当、旅費、庁費等の事務費は十分措置できたのか。また、職員の負担軽減策として示されている工事・監督事務の外注や非常勤職員等の雇用など、業務の簡素・合理化に必要な予算は確保できたのか。

さらに、補正予算として1,777.0億円が措置されているが、事務費及び工事・監督事務の外注や非常勤職員等の雇用などに必要な予算は十分確保されているのか。

(山里農村振興局総務課長)

国営土地改良事業の実施に必要な事務費等について業務遂行に支障を来さない所要額を計上するとともに、超過勤務手当については前年度同額程度の8億5,900万円を確保しており、業務遂行に必要な予算を確保できたものと考えている。

工事の発注・監督事務の外注や非常勤職員の雇用などについても、国営土地改良事業の推進のために必要な予算額を計上しているところであり、事業の実施に当たっては、引き続き効率的な執行に努めてまいりたい。

(轟調査交渉部長)

スマート農業の総合推進対策について、2024年度予算概算決定額と2023年度補正予算額を合せても、本年度予算と2022年度第2次補正予算の合計額から10億円の減額となっているが対策の推進に支障は生じないのか。また、次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化やこれまでの実証から不足する技術の開発や継続課題など、スマート農業の社会実装を加速化するため、どのように推進していくのか。

(今野農林水産技術会議事務局研究調整課長)

スマート農業の推進については、現場ニーズが高いにもかかわらず技術的障壁が高いため開発が遅れている品目・分野の新技术の開発に力点を移すこととしている。実証事業については継続課題の予算を確保しつつ、開発事業について令和5年度当初予算の2.5億円から大幅拡充して令和6年度当初予算は6.0億円を計上、令和5年度補正予算は30.0億円を措置するなど、予算の重点化と必要な額の確保はなされており、これらの予算を活用しつつ、スマート農業の社会実装の加速化を進めていくこととしたい。

(轟調査交渉部長)

農業関係試験研究国立研究開発法人の機能強化について、2024年度予算概算決定額と2023年度補正予算額を合わせても予算概算要求額から8億円の減額となっているが、産学官連携機能の強化、スマート農業技術や品種開発に関連する施設整備の推進に支障は生じないのか。

(今野農林水産技術会議事務局研究調整課長)

農業関係試験研究国立研究開発法人の機能強化の予算については、農研機構における産学官連携機能の強化に必要なスマート農業技術や品種開発に関する施設の整備に支障を来さない予算が確保できたものと考えている。

(轟調査交渉部長)

スタートアップへの総合的支援について、2023年度補正予算額で4億円、ムーンショット型農林水産研究開発事業では20億円の補正予算額となっているが、資金配分機関としての生物系特定産業技術研究支援センターの機能・推進体制の強化や当該事業を円滑に執行できるための推進事務費等の予算は確保できたのか。

(今野農林水産技術会議事務局研究調整課長)

スタートアップへの総合的支援については、令和6年度当初予算で前年度同額の2.7億円、令和5年度補正予算で4.0億円を計上するとともに、当該事業を円滑に執行できるよう推進事務費を計上している。また、ムーンショット型農林水産研究開発事業については、研究費として令和5年度補正予算を確保するとともに、令和6年度当初予算において推進事務費として1.0億円を計上しているところである。

生物系特定産業技術研究支援センターにおいては、これらの事業を含め多くの予算を扱う資金配分機関として重要な役割を担っていると認識しており、その役割が十分に果たせるよう、今後の業務状況を踏まえた上で、次年度以降も必要な経費の確保に努めてまいりたい。

(関調査交渉部長)

動物検疫所の検疫事業費について、電気代、資材が高騰するなか、動物検疫体制の充実強化に必要な庁費等は十分確保されているのか。また、地方空港等の国際線再開に伴う必要な旅費等及び非常勤職員の雇用経費等は十分確保されているのか。

また、動植物検疫探知犬140頭体制を維持し、国際郵便物や地方空港を含めた探知活動を充実するとしているが、具体的な配置計画はどのように考えているのか。また、必要な予算は十分確保できたのか。

(平中消費・安全局総務課長)

検疫事業費については、検査・検疫業務に必要な予算を計上したところである。動植物検疫探知犬については、国際郵便物や国際線の到着状況等に応じ、主要空港、地方空港、国際郵便物の検査など計画的に配置するとともに、補助員等の配置を行うこととし、必要な予算を計上したところである。

(関調査交渉部長)

植物防疫所の検疫事業費について、電気代、資材が高騰するなか、輸出入・国内防疫業務に必要な庁費等は十分確保されているのか。また、地方空港等の国際線の再開や栽培地検査等に必要な旅費等及び非常勤職員の雇用経費等は十分確保できたのか。

(平中消費・安全局総務課長)

令和6年度予算においては、重要病害虫の侵入・再発防止対策事業費及びPRA実施の推進事業の拡充、並びに、輸出検疫手続き等の効率化推進事業及び国際線対応旅客施設新設に伴う検疫体制整備に必要な予算を計上するとともに、地方空港等の国際線の再開や栽培地検査等に必要な経費、非常勤職員の雇用経費等についても引き続き必要な予算を計上しているところである。

電気代等が高騰する中においても、必要な予算を確保の上、的確な輸出入・国内防疫業務をしっかりと進めてまいりたい。

(轟調査交渉部長)

みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業について、本年度予算から1.7億円減額の30.2億円となっているが、国主導で実施すべき重要な戦略的な研究開発をどのように推進していくのか。また、農研機構及び国際農研の役割に変更はないのか。

(今野農林水産技術会議事務局研究調整課長)

みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業について、令和6年度当初予算においては1.7億円減額しているものの、生産性の飛躍的向上に必要な不可欠なスマート農業技術の開発等の推進や、国主導で実施すべき重要な戦略的な研究開発として和牛肉の持続的な生産を実現するための飼料利用性の改良等のほか、令和5年度補正予算において食料安全保障強化に向けた革新的新品種の開発等に必要な予算を計上しており、本事業の実施に必要な予算は確保されたと考えているところであるが、こうした技術開発の成果が速やかに社会に浸透していくよう、しっかりと取り組んでまいりたい。

なお、本事業において農業・食品産業技術総合研究機構及び国際農林水産業研究センターの役割に変更はない。

(関調査交渉部長)

みどりの食料システム戦略及びみどりの食料システム法に基づく、環境負荷低減と持続的発展に地域ぐるみで取り組むモデル地区を創出及び環境負荷低減の取組の「見える化」等関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援するとして、補正予算27.1億円が措置されているが、どの事業に措置されているのか。また、地方農政局等及び地域拠点の関わりに変更はないのか。

(清水環境バイオマス政策課長)

みどりの食料システム戦略の推進に当たっては、当初と補正の双方に必要な予算を計上した上で一体的に取り組んでいるところであり、モデル地区の創出や環境負荷低減の取組

の「見える化」等関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援することとしている。

地方農政局等及び地域拠点には、モデル地区の創出や関係者の行動変容と相互連携に向けて、支援策の周知や事例の収集・情報提供、相談対応等に取り組んでいただいているところであり、こうした役割に変更はない。

（轟調査交渉部長）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策について、森林総研はどのような役割を担うのか。また、本事業を円滑に推進するために必要な予算は確保できたのか。

（望月林野庁林政課長）

森林総研については、林業・木材産業循環成長対策のうち「再造林低コスト化促進対策」の一部メニューの実施主体となることを想定している。

また、本事業を円滑に推進するために必要な予算は確保できたものと考えている。

（轟調査交渉部長）

水産資源調査・評価推進事業等について、漁業調査船「蒼鷹丸」の代船建造費として本年度補正予算額で48.8億円となっているが、要求どおりとなっているのか。

また、ドック予算をはじめ、船舶の運航や安全性を確保するための必要な予算は確保できたのか。

（岩崎水産庁漁政課管理官）

令和5年度補正予算において要求を行っていた漁業調査船「蒼鷹丸」の代船建造については、要求と同額を確保したところである。

また、ドック予算及び消耗・老朽部品等の交換・修理などの安全運航に必要な予算については、令和6年度当初予算において、船舶の運航及び安全性に支障がないよう、必要な予算を計上している。

（関調査交渉部長）

外国漁船対策における最新の取締機器の充実や船舶設備の整備・更新、燃油等の運航経費について、燃油代、資材等が高騰するなか十分な予算を確保できたのか。また、補正予算額の2.9億円は本年度の予算として使用するのか。

(岩崎水産庁漁政課管理官)

令和6年度の漁業取締予算については、令和2年から4年にかけて漁業取締に従事する官船4隻(2隻の大型化、2隻の新增)を含めた46隻の漁業取締船等について、取締機器の充実、燃油価格や資材等が高騰する中でも適時に確実に派遣するための運航経費、船橋の防弾化など安全に業務を遂行するための整備・修繕費など、万全な漁業取締を実施するために必要な予算を確保した。

また、補正予算額については異常な燃油価格高騰により不足する今年度の燃油費に充てることとしている。

大和堆を含む日本海や東シナ海周辺水域などにおける外国漁船の違法操業は漁業秩序の問題に加えて水産資源の面からも問題であると考えており、引き続き取締能力の向上を進めるなど、取締体制を強化してまいりたい。

(轟調査交渉部長)

農林水産省所管独立行政法人の2024年度予算概算決定額について、主務省として、各法人における第5期中長期目標・計画等を踏まえた事務・事業の推進や職場環境及び再雇用を含めた雇用・労働条件の改善に資する予算が確保できたのか。

特に、運営費交付金では、農研機構において概算決定額527.4億円と予算概算要求額から75.3億円の大幅な減額となっているが、労働環境を確保するための光熱費等を含めた必要な予算は確保できたのか。

また、施設整備費補助金については、水研教育機構では予算概算要求額5億円に対し概算決定額0円、家畜改良センターでは予算概算要求額4.9億円に対し概算決定額0.7億円となっているが、老朽化する各施設の整備や今後の研究業務の推進に影響を及ぼさないのか。

(今野農林水産技術会議事務局研究調整課長)

農林水産省所管の6独立行政法人の令和6年度における運営費交付金については、概算決定額983億円、施設整備費補助金については、17.5億円となっている。

これに加えて、令和5年度補正予算においても77億円が措置されており、農研機構の光熱費等も含め各法人の運営に必要な予算を確保できたものと考えている。

(永田畜産局総務課調査官)

家畜改良センターの施設整備費補助金については、概算決定額0.7億円のほか、令和5年度補正予算として9.9億円が措置されており、法人の運営に必要な予算を確保できたものと考えている。

(岩崎水産庁漁政課管理官)

令和6年度予算概算決定では水産研究・教育機構の施設整備費補助金の概算決定額はゼロであったが、その要求内容は2050年迄の政策目標を達成すべく水産技術研究所南伊豆庁舎を人工シラスウナギ量産システムの開発拠点化する施設整備を実施するためのものであるため、研究開発業務に直ちに影響がでるとは考えてはいない。引き続き、必要な予算の確保に努めてまいりたい。

なお、令和5年度補正予算においては漁業調査船「蒼鷹丸」の代船建造のための予算として48.8億円を確保したところである。

(轟調査交渉部長)

独立行政法人に交付される運営費交付金の業務経費を確保するため、知財収入等の自己収入のうち控除対象外となる経費の項目や効率化係数の適用除外となる経費の範囲の拡充などについて要求しているとしていたが、拡充は図られたのか。

(今野農林水産技術会議事務局研究調整課長)

独立行政法人に交付される運営費交付金の業務経費を確保するため、自己収入のうち控除対象外となる経費の項目や効率化係数の適用除外となる経費の範囲の拡充などについては、法人ごとの状況に応じて要求を行ってきており、認められているものと考えている。

(轟調査交渉部長)

各法人において、常勤職員と非常勤及び契約職員との均等・均衡待遇に係る一時金の支給に必要な予算は確保できているのか。

(今野農林水産技術会議事務局研究調整課長)

非常勤職員等の待遇改善に向けた予算については、法人から業務運営の計画や常勤職員との均衡を図る必要性等を聞き取り、内容を把握・精査した上で必要な予算要求を行ったところ、概ね各法人の運営に必要な予算を確保できたものと考えている。

(三宅秘書課人事企画官)

以上をもって、第1部を終了する。

当局側として第1部のみの対応となる高橋予算課長、清水環境バイオマス政策課長、玉原統計部管理課長、伊藤輸出・国際局総務課長、永田畜産局総務課調査官、天野経営局総務課長、今野農林水産技術会議事務局研究調整課長、望月林野庁林政課長は退席する。

退席：高橋予算課長、清水環境バイオマス政策課長、玉原統計部管理課長、伊藤輸出・国際局総務課長、永田畜産局総務課調査官、天野経営局総務課長、今野農林水産技術会議事務局研究調整課長、望月林野庁林政課長

(三宅秘書課人事企画官)

それでは、第2部を始める。

続いて、「令和6年度組織・定員」について、私の方から説明させていただきます。

令和6年度組織・定員については、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を踏まえ、持続可能で強固な食料供給基盤の確立のため、食品アクセス確保、食料安定供給に向けた構造転換、農業の持続的発展、農村の活性化等の農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するため、所要の体制整備を図ることとしている。

組織については、名称はいずれも仮称であるが、物流の生産性向上のための施策推進等を担うため、新事業・食品産業部食品流通課に「物流生産性向上推進室」を、食品産業における国産原材料の利用を促進するため、新事業・食品産業部食品製造課に「原材料調達・品質管理改善室」を、農村の活性化を図る上で重要な「しごと」「暮らし」「活力」「土地利用」の観点から、関連施策の総合的企画・立案、調整及び推進を担うため、農村振興局農村政策部農村計画課に「農村活性化推進室」を、日本産農産物・食品の輸出促進及び「みどりの食料システム戦略」に係る現場段階での一段の取組促進を図るため、地方農政局等に「輸出対策推進官」及び「持続的食料システム戦略推進官」を、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化等の花粉発生源対策を強力に推進するため、林野庁森林整備部森林利用課に「花粉発生源対策調整官」を、国際社会から厳格な資源管理体制が求められる中、不正な行為を防止するため、水産庁資源管理部に「漁獲管理官」を、海業の推進や漁港の活用促進を着実に実施するため、水産庁漁港漁場整備部に「計画・海業推進課」を設置することとしている。

定員増については、持続可能で強固な食料供給基盤の確立に向けた体制の強化に141人、花粉発生源対策の推進と林業の成長産業化の実現に向けた体制の強化に28人、適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化の実現に向けた体制の強化に23人、その他、デジタル変革の推進体制の強化のための体制整備等に50人の計242人の増員のほか、令和5年度から実施された定年引上げの影響を緩和して新規採用者を確保するための特例定員が210人措置されたところである。

定員減については、令和6年度分の定員合理化数401人のほか、府省間振替36人、業務改革による減40人、アタッシェ合理化減1人、時限到来に伴う減13人の合計491人となったところである。

(渡邊書記長)

今ほど 2024 年度の組織・定員について説明があったが、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を踏まえた農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するため、今後は、本省・地方組織が一体となって施策を推進するための体制強化と現場と農政を結ぶバランスの良い人員配置が極めて重要となる。

2024 年度の新規増員要求の確保については、我々としても当局要請のほか、全組合員による要請署名に取り組み、政府及び政党に対して要請行動等を行ってきたところである。その結果、新規増員要求は 242 人と今年度より 31 人増となり、査定率も今年度の 51.5% から 59.0% に改善されたことは成果と評価するが、491 人と昨年を上回る定員減により、依然として厳しい状況は継続したままである。

今後、食料・農業・農村基本法の見直しによる食料安全保障の強化など新たな農林水産施策を推進するためには、地方組織に偏重した定員削減を改め、確実な定員の確保と継続した若手職員等の配置が必要である。

私からは以上を申し上げ、具体的内容について、担当より伺う。

(関調査交渉部長)

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を踏まえた 3 つの重点事項について、各重点事項内の項目ごとに本省・地方組織への配置数を示すこと。

(三宅秘書課人事企画官)

配付資料の「1 持続可能で強固な食料供給基盤の確立に向けた体制の強化」のうち、
①の食品アクセス及び物流の生産性向上関連については、本省に物流生産性向上推進室を設置するほか 5 人、地方に 16 人、
②の食料安定供給確保に向けた構造転換及び国産原材料の利用促進関連については、本省に原材料調達・品質管理改善室を設置するほか 3 人、地方に 8 人、
③の農村の活性化関連については、本省に農村活性化推進室を設置、
④の農業関連サービスの提供関連については、本省に 2 人、
⑤輸出関連及び「みどりの食料システム戦略」関連については、地方に輸出対策推進官及び持続的食料システム戦略推進官を設置するほか 8 人、
その他、「1 持続可能で強固な食料供給基盤の確立に向けた体制の強化」関連で、本省に 20 人、地方に 77 人
となっている。

次に、配付資料の「2 花粉発生源対策の推進と林業の成長産業化の実現に向けた体制の強化」①の花粉発生源対策関連については、本庁に花粉発生源対策調整官を設置するほ

か5人、地方に15人、
その他、「2 花粉発生源対策の推進と林業の成長産業化の実現に向けた体制の強化」関連で、本庁に3人、地方に5人
となっている。

次に、配付資料の「3 適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化の実現に向けた体制の強化」のうち、

- ①の資源管理関連については、本庁に漁獲管理官を設置するほか17人、
 - ②の海業の推進や漁港の活用促進関連については、本庁に計画・海業推進課を設置するほか1人、
- その他、「3 適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化の実現に向けた体制の強化」関連で、本庁に5人
となっている。

（関調査交渉部長）

人口減少下において生産性の高い食料供給体制を確立するための体制強化について、要求していた農業支援サービス推進調整官（仮称）の設置が認められなかったが、施策の推進に向けどのように対応していくのか。

（川本農産局総務課長）

今般の要求において、農業支援サービス推進調整官（仮称）の設置は認められなかったが、農業支援サービス事業体の育成に向けた体制強化として、現行の1名体制に加え、新たに2名（農業支援サービス推進専門官、農業支援サービス調整係長）の定員増を確保したところである。

今後、技術普及課に配置する農業支援サービス推進班を中心に、①農業支援サービス事業体の実態調査、②農業支援サービス事業体の立ち上げや事業拡大に向けた各種支援策の実施、③農業支援サービス事業体の育成・活用の支障となる規制の緩和等を推進し、人口減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立していきたい。

（関調査交渉部長）

第1回労使間意見交換会で示されていた機構要求以外のその他組織に関する要求について、要求どおり認められたのか。

（三宅秘書課人事企画官）

いずれも要求どおり認められている。

(関調査交渉部長)

新規増員について、本年度から 31 人増の 242 人となったことは一定の成果と受け止めるが、410 人の要求に対し 6 割にとどかなかった。この間、農林水産省として、新規増員の満額確保に向けどのように努力をしてきたのか。

また、内閣人事局が公表した令和 6 年度定員審査結果では、農林水産省だけが大幅な純減と引き続き厳しい査定結果となっているが、今後、どう改善を図っていくのか。

(三宅秘書課人事企画官)

令和 6 年度の定員要求に当たっては、厳しい査定環境の下、査定当局との間でギリギリの折衝を行った結果、242 人の増員を確保できたところである。

具体的には、円滑な食品アクセスの確保、食料安定供給確保に向けた構造転換、農業関連サービスを提供する事業体の育成推進、日本産農産物・食品の輸出促進、「みどりの食料システム戦略」の推進等様々な政策課題への対応に加え、家畜伝染病や病害虫に対する水際検疫、国土強靱化、適切な資源管理等の諸課題に着実に対応するために必要な定員は確保できたものと考えている。

今後とも、持続可能で強固な食料供給基盤の確立を始めとした、各種主要政策課題の着実な実施に向け、更なる事務・事業の効率化を図りつつ、必要な定員の確保に努めてまいりたい。

(関調査交渉部長)

地方出先機関の新規増員について、昨年に比べ本省庁の 29 人増に対し 2 人増に止まっているが、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を踏まえた各種施策に本省と地方出先機関が一体となつて的確に対応できる新規増員数となっているのか。特に、欠員が多い北海道農政事務所においても的確に対応できる体制が図られるのか。

(横田地方課管理官)

令和 6 年度においては、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を踏まえた各種施策に的確に対応できるよう、地方農政局及び北海道農政事務所の各部に合計で 201 人の増員を行うなどしっかりと確保したところであり、引き続き、必要な体制確保に努めてまいりたい。

(関調査交渉部長)

新規増員 242 人の本省庁、植物防疫所、動物検疫所、動物医薬品検査所、漁業調整事務所、地方農政局・北海道農政事務所、県域・地域拠点、国営土地改良事業所等の内訳はどうなっているのか。

(三宅秘書課人事企画官)

新規増員 242 人の内訳は、本省庁 71 人、植物防疫所 7 人、動物検疫所 4 人、動物医薬品検査所 1 人、地方農政局本局 119 人、事業所 8 人、北海道農政事務所 12 人、森林管理局 20 人となっている。

(関調査交渉部長)

時限増員などの内訳と時限年次はどのようになっているのか。

(三宅秘書課人事企画官)

新規増員 242 人のうち、時限増員は 14 人であり、その内訳は、令和 8 年度末までの時限が動物医薬品検査所 1 人、水産庁本庁 2 人、令和 10 年度末までの時限が大臣官房 6 人、林野庁本庁 1 人、森林管理局 4 人となっている。

(関調査交渉部長)

ワークライフバランスの推進及び国家公務員の超過勤務縮減のための定員と配置の考え方は、どのようになっているのか。

(三宅秘書課人事企画官)

ワークライフバランスの推進のための定員の内訳は、地方農政局本局 12 人、北海道農政事務所 1 人となっている。

この定員は、産前・産後休暇等を取得する職員の代替要員を確保する場合や、育児短時間・育児時間を取得する職員の代替要員を常勤職員により確保することが必要な場合、産前・産後休暇、育児休業からの復帰後の人的支援が必要な場合において必要な人員を配置する際に活用するなど、働き方改革を推進する観点から措置されたところである。

また、超過勤務の縮減のための定員は、本省に 6 人措置されることになっている。

この定員は、法律改正や制度改正などの超過勤務が多くなる傾向にある業務に対して、人員を配置することで 1 人当たりの業務負担を軽減し、超過勤務を縮減させる観点から措置されたところである。

(関調査交渉部長)

定員合理化等により 491 人を減員するとしているが、本省庁、植物防疫所、動物検疫所、動物医薬品検査所、漁業調整事務所、地方農政局・北海道農政事務所、県域・地域拠点、国営土地改良事業所等の内訳及び削減の割当ての考え方はどのようになっているのか。

(三宅秘書課人事企画官)

定員合理化等による減員 491 人の内訳については、本省庁 50 人、植物防疫所 7 人、動物検疫所 4 人、動物医薬品検査所 1 人、地方農政局本局 132 人、県域拠点 178 人、北海道農政事務所本所 29 人、地域拠点 3 人、事業所 26 人、森林管理局 60 人、漁業調整事務所 1 人であり、それぞれの配分に当たっては、業務の状況や欠員状況を考慮して対応したところである。

(関調査交渉部長)

その他減 90 人について、府省間再配置 36 人、業務改革による減 40 人の理由と内訳を示すこと。

(三宅秘書課人事企画官)

府省間再配置による減員は、厳しい査定環境の下、査定当局から、当省と親和性のある業務を行っている他府省に定員を振り替えるよう強く求められたことによるものであり、その内訳は、内閣府 3 人、個人情報保護委員会 2 人、消費者庁 3 人、デジタル庁 3 人、総務省 9 人、外務省 2 人、文部科学省 2 人、環境省 2 人、防衛省 10 人となっている。

業務改革による減員は、新たなニーズに積極的に対応するため、現行組織における業務内容や職員の年齢構成等を踏まえ業務改革に一層取り組む観点から、当省において独自に実施したものであり、その内訳は、輸出・国際局 1 人、農林水産技術会議事務局 2 人、地方農政局本局 5 人、地方農政局の県域拠点の消費・安全チーム及び統計チーム 32 人となっている。

(関調査交渉部長)

時限到来減について、その理由と 13 人の内訳を示すこと。

また、令和 5 年度末において時限を迎えるポストについては、期限の延長を含めどのような状況となっているのか。

(三宅秘書課人事企画官)

令和 5 年度末で期限到来となる定員は、国営事業所関連、民有林直轄治山事業関連、平成 30 年 7 月豪雨関連など 25 人であった中で、査定当局との間で折衝を行った結果、国営事業所関連のうち 1 人、民有林直轄治山事業関連 5 人、その他 7 人の計 13 人が時限到来減となった一方で、国営事業所関連 7 人、平成 30 年 7 月豪雨関連 4 人、その他 1 人の計 12 人については延長が認められたところである。

(関調査交渉部長)

業務改革による再配置(自律的再配置)数は、どのようになっているのか。再配置数と考え方、またその内訳を示すこと。

(三宅秘書課人事企画官)

平成26年7月25日に閣議決定された「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」に基づき、各府省は自律的な組織内の再配置要求を行い、これを合理化目標数の一部に活用できることとなっている。

令和6年度については、データ分析による農林水産統計の利活用推進のための体制整備で63人、林業分野における外国人材の受け入れ等のための体制整備で1人、国有林における業務課題に機動的に対応するための体制整備で52人、デジタル化等による効率化を推進するための体制整備で3人が再配置されている。

(関調査交渉部長)

定年引上げに伴う新規採用のための特例定員について、349人を要求していたが継続した新規採用に十分な特例定員は確保できたのか。

(三宅秘書課人事企画官)

特例定員については、定年引上げ制度導入に伴い、組織の円滑な運営や国家公務員の志望者確保に支障が生じないように、具体的には、2年に1度、定年退職者が発生しない年度の翌年度における新規採用者を確保するために措置されるものであるが、令和6年度については210人の特例定員を確保したところであり、令和6年度の新規採用者確保に支障はないものと考えている。

(関調査交渉部長)

地方農政局等の特例定員70人について、県域・地域拠点への配置も可能なのか。

(河南秘書課長)

措置された特例定員については、令和6年度の定員として他の定員と一体的に運用されるものであり、本省や各地方農政局等の人事企画の中で適切に運用することとしている。

(関調査交渉部長)

定年引上げの対象となる60歳超の職員について、意思確認に基づく勤務地への配置となるのか。

(河南秘書課長)

昨年11月に職員の意向確認のために実施した希望調書等を踏まえ、全体の人事企画の中で、配置等について引き続き検討しているところである。

(関調査交渉部長)

定年引上げに伴う級別定数改定について、どのような査定結果となったのか。中堅・若手職員の昇格ペースが維持できる定数が確保できたのか。

(河南秘書課長)

定年引き上げに伴う級別定数改定については、中堅・若手職員の昇格ペースを維持するために必要な級別定数が認められたところである。

(関調査交渉部長)

定員の確定を踏まえ、再任用希望者への条件提示となるが、今年度のフルタイム職員全員が希望どおりの再任用となるのか。あわせて、機関毎の再任用者数及び格付け級や時間数など、具体的な考え方を示すこと。

また、短時間での再任用について、希望勤務地での再任用となるのか。あわせて、機関毎の再任用者数及び格付け級や時間数など、具体的な考え方を示すこと。

(河南秘書課長)

フルタイム再任用の配置については、職員が培ってきた知識・経験を有効に生かせるよう、各部局の欠員状況を勘案しつつ、人事企画の中で他の人事と同様に、本人の希望や業務経験等を総合的に勘案し、検討を進めているところである。

また、短時間勤務再任用の令和6年度定数については、必要数の1,815を確保したところであり、各部局の業務状況や職員の配置状況を踏まえつつ、雇用と年金の接続が確実に行われるよう対応してまいりたい。

(関調査交渉部長)

本年度から定年の段階的引上げがスタートしたが、定年前再任用短時間勤務に必要な定数は確保できているのか。

(河南秘書課長)

令和6年度における定年前再任用短時間勤務の定数については、昨年6月に実施した意思確認の結果を踏まえ、必要数222を確保したところである。

(関調査交渉部長)

新規採用者について、約 651 人を予定しているが、配置の考え方及び内訳はどのようになっているのか。部局・機関別の採用予定数を示すこと。

また、社会人採用者について、約 227 人を予定しているが、内訳はどのようになっているのか。

(河南秘書課長)

令和 6 年度新規採用予定者数は、本省庁241人、検査指導機関75人、地方農政局及び北海道農政事務所192人、森林管理局130人、海事職13人の合計651人程度としている。

また、経験者採用予定者については、地方農政局及び北海道農政事務所において一般職事務系115人を予定するとともに、本省庁43人、森林管理局13人の他、一般職技術系で53人の計227人程度としており、農林水産省全体で新規採用者及び経験者採用者を適切に配置してまいりたい。

(関調査交渉部長)

地方環境事務所など環境省へ派遣されている人数は、来年度も変わらないのか。

(河南秘書課長)

環境省福島地方環境事務所への職員派遣については、再任用者を含め、現時点で42名と多数の職員を派遣しているところであるが、福島県の復旧・復興を進めるべく、今後も最大限努力していく考えである。

(関調査交渉部長)

地方農政局等への定員削減を含めた減員数について、昨年より 136 人減の 161 人に改善されたが、その要因は何か。

(三宅秘書課人事企画官)

定員については、一般的にその時々政策課題、各部局の欠員状況等を考慮して決定しているが、令和 6 年度は定年引上げの影響を緩和して新規採用者を確保するために特例定員が措置されたため、それが主な要因と考えられる。

(関調査交渉部長)

地方農政局等の 2024 年度の人事異動にあたっては、組合員の希望を十分尊重すること。

(河南秘書課長)

人事異動については、本人の意向を確認しつつ、業務への適性、職務経験等を踏まえ、適材適所の配置となるよう実施しているところであり、引き続き適切に対応してまいりたい。

(関調査交渉部長)

国営土地改良事業所等における新規増員について、23人の要求に対し8人とどまっているが、欠員が一向に解消がされず人員不足が最大の課題となっているなかで、どのような業務体制や対策を考えているのか。事業の遂行に支障を生じさせず、組合員の労働条件を確保するための具体策を示すこと。

(山里農村振興局総務課長)

令和6年度においては、農業水利施設の補修・更新に併せた施設の適正化の推進などに対応するため、事業所等に8人の新規増員が認められるとともに、事業所等の業務負荷の大きい技術提案書審査業務を担うことを目的に、農政局本局に10人の新規増員が認められたところである。

引き続き、必要な定員を確保するとともに、新規採用や経験者採用の確保、定年の引上げにより増加するシニア職員の知識・経験等を活用した適切な配置などにより、事業所等における円滑な業務の遂行に支障が生じないように、必要な人員の確保に努めてまいりたい。

また、業務が特定の者に偏ることがないように計画的な業務運営に努めるとともに、入札・契約手続の効率化や、現場技術業務である工事の発注・監督事務の外注化を行うなど、事業の執行に支障を生じさせないように努めてまいりたい。

(関調査交渉部長)

来年度に設置される2事業所及び1支所について、設置時期と人員配置はどのように考えているのか。

(山里農村振興局総務課長)

令和6年度に新設する2事業所については、本年4月1日に設置することとしており、人員体制については、これまで同様に基本となる9ポストとし、全てのポストに人員を配置することとしている。

また、1支所については、湖東平野農業水利事業所で実施している国営かんがい排水事業が近く完了予定であることから、当該事業所の支所としては本年3月31日をもって廃止し、4月1日より淀川水系土地改良調査管理事務所の支所として設置することとしている。これにより、同事業所においては事業完了に向けた業務に一層注力でき、支所においては

同調査管理事務所の下で引き続き円滑な事業実施が図られる体制を整備する考えである。

（関調査交渉部長）

廃止される3事業所及び6支所の廃止時期は、2024年3月31日との理解でよいか。

また、東日本大震災からの災害復旧を目的に設置された南相馬地域直轄災害復旧事務所についても、本年度末での閉鎖との理解でよいか。

なお、先に要請した閉鎖事業所の課題について、速やかに改善を図るよう求める。

（山里農村振興局総務課長）

廃止となる3事業所及び6支所については、本年3月31日に廃止することとしている。

なお、6支所のうち一つは、それを財源として本年4月1日より淀川水系土地改良調査管理事務所の支所として設置することとしているものである。

南相馬地域直轄災害復旧事務所についても、地方農政局防災課職員が、東日本大震災により被災した農業用排水施設の復旧事業を行うための現地駐在拠点としてきたところであるが、事業の完了に伴い、本年3月31日に廃止することとしている。

なお、閉鎖を迎える事業所等において円滑に業務が遂行されるよう、引き続き地方農政局本局とも連携して対応してまいりたい。

（関調査交渉部長）

閉鎖予定の事業所等の人員配置について、事業の進捗状況や事業完了に伴う業務を見込んだ配置を行うことが必要であるが、人員不足が解消できないなかでどのような対策を講じるのか。

（山里農村振興局総務課長）

閉鎖予定の事業所等については、閉鎖までのスケジュールを考慮し、所内会議等において、業務の進捗状況を把握するとともに、業務内容を確認し共通認識を得ることとしている。

また、新たな課題が発生した場合には、その都度、方針を確認し、手戻りや過重作業とならないよう、地方農政局本局担当課等と連携し、円滑な業務運営を進めているところである。

（関調査交渉部長）

全国で頻発・激甚化する自然災害からの復旧対応のため、引き続き市町村等への技術支援派遣が行われているが、当該派遣業務に必要な定員は確保されているのか。

(山里農村振興局総務課長)

全国で頻発・激甚化する自然災害に対応し、被災した農地・農業用施設等の復旧迅速化のため、被災自治体における迅速な被害把握、応急対策等に係る支援及び災害復旧事業等の技術的な指導等を行うための体制整備を進めてきており、令和6年度組織・定員要求においても、本体制整備の強化のため、新規定員として3ポストを確保したところである。

(関調査交渉部長)

国営土地改良事業所等の2024年度の人事異動にあたっては、組合員の希望を十分尊重すること。

(山里農村振興局総務課長)

人事異動にあたっては、事業所の業務運営状況を踏まえつつ、人材育成を含めた適材適所の配置となるよう、職務希望等調書をもとに、必要に応じて個別面談等を行いながら職員の意向を丁寧に把握し、適切に対応しているところである。

(関調査交渉部長)

植物防疫所における新規増員は、12人の要求に対し7人とどまっている。外国人旅行者の急増、外国来郵便物の検疫強化や植物防疫法の改正に伴う業務量の増加に対して、定員枠があっても実員が配置されず人員不足が引き続きの課題となっているが、どのような業務体制や対策を考えているのか。植物防疫所の事業遂行に支障を生じさせず、組合員の労働条件を確保するための具体策を示すこと。

また、削減の割当ての考え方及び官署、新規増員の配置の考え方及び官署はどのようになるのか。

(平中消費・安全局総務課長)

植物防疫所においては、リスク分析実施加速化のための体制強化として横浜植物防疫所リスク分析部に3人、また、空港施設の整備拡充に伴う的確な水際対策実施のため門司植物防疫所福岡支所福岡空港出張所に4人の新規増員が本年10月1日から認められたところであり、これらの官署への配置を予定している。

また、人員が限られている中で、その配置については、各所の業務執行体制、業務量等を勘案して対応しているところである。今後の人員配置についても、業務執行体制、業務量等を十分精査した上で、適切に対応するとともに、極めて厳しい採用事情の中、既卒者の採用や経験者採用を実施するなど最大限の努力を図りつつ、引き続き各所の業務量を勘案しながら人員を調整し、応援体制を維持できるよう努めてまいりたい。

なお、定員合理化については、業務量等の把握を行い、割当てを行ったところである。

(関調査交渉部長)

動物検疫所における新規増員は、8人という少ない要求のなか4人とどまっている。外国人旅行者の急増、外国来郵便物に対する検疫強化に伴う業務量の増加、また昨年秋から発生している高病原性鳥インフルエンザへの対応等、定員枠があっても実員が配置されず人員不足が最大の課題となっているが、どのような業務体制や対策を考えているのか。動物検疫所の事業遂行に支障を生じさせず、組合員の労働条件を確保するための具体策を示すこと。

また、削減の割当ての考え方及び官署、新規増員の配置の考え方及び官署はどのようになるのか。

(平中消費・安全局総務課長)

動物検疫所においては、訪日外国人旅行客増に対応した体制強化のため羽田空港支所に1人、関西空港支所に1人、門司支所に2人の新規増員が認められたところである。

また、実員の配置に支障が生じないよう、新規採用者の確保に努めており、特に既卒者については、特定の時期に限定せずに採用しているところである。今後とも、人員の配置については、各所の業務執行体制、業務量等を十分精査した上で適切に対応するとともに、的確な業務が実施できるよう最大限の努力を行う考えである。

なお、定員合理化については、業務量等の把握を行い、割当てを行ったところである。

(関調査交渉部長)

植物防疫所及び動物検疫所の空港業務について、外国人旅行者の急増に伴い、口頭質問や手荷物の確認・検疫など相当量の業務増大が報告されているが、今後、どのような業務体制や対策を考えているのか。事業遂行に支障を生じさせず、組合員の労働条件を確保するための具体策を示すこと。

(平中消費・安全局総務課長)

植物防疫所においては、空港施設の整備拡充に伴う的確な水際対策実施のための増員要求を行い、4人の新規増員が認められるとともに、効率的な業務遂行に向けた体制見直しのため、門司植物防疫所福岡支所福岡空港出張所次席植物検疫官を同支所統括植物検疫官(福岡空港担当)とする組織改正が認められたところである。

動物検疫所においては、令和6年度には空港での水際検疫の体制強化のため4人の新規増員が認められたところである。

また、令和5年度には商用貨物における畜産物の輸入検査の合理化により業務効率化を図るとともに、定員の増員に限らず、実員の配置に支障が生じないよう、新規採用者の確

保に努めるとともに既卒者にあってはすでに本年度採用しているところである。

今後とも、人員の配置については、各所の業務執行体制、業務量等を十分精査した上で適切に対応するとともに、業務の効率化により職員の業務負担軽減に努めつつ、極めて厳しい採用事情の中にあって、既卒者を採用するなど、的確な業務が実施できるよう最大限の努力を行う考えである。

（関調査交渉部長）

植物防疫所及び動物検疫所の 2024 年度の人事異動にあたっては、組合員の希望を十分尊重すること。

（平中消費・安全局総務課長）

人事異動については、本人の意向も参考にしつつ、業務への適性、職務経験等を踏まえ、適材適所の考え方に従って実施しているところであり、引き続き適切に対応してまいりたい。

（関調査交渉部長）

漁業調整事務所における新規増員は、4人という非常に少ない要求のなか全く認められなかったことは不満である。この間、悪質・巧妙化する外国漁船に対する確に漁業取締業務を実施するため、用船における漁業監督指導官の3人乗船体制を目指し要求してきたところであるが、漁業取締り時の安全が確保できる人員配置となるのか。今後、どのような業務体制や対策を考えているのか。漁業調整事務所の事業遂行に支障を生じさせず、組合員の労働条件を確保するための具体策を示すこと。

（岩崎水産庁漁政課管理官）

漁業調整事務所の的確な業務遂行に向けて必要な業務量を踏まえ、我が国漁船の安全な操業を確保するため必要な定員を要求したが、増員は認められなかったところである。引き続き、複数名の乗船体制の確立を目指し、人員の確保に努めてまいりたい。

また、漁業調整事務所の業務遂行に支障が生じることのないよう新規採用者などにより業務実態に見合った実員を確保するとともに、業務が特定の者に偏ることがないように計画的な業務運営に努めてまいりたい。

（関調査交渉部長）

船舶予備員について、不測の事態に乗組員が安心して下船することができる十分な船舶予備員は確保できたのか。

(岩崎水産庁漁政課管理官)

船舶予備員については、病気等により欠員が生じた場合の交代要員として位置付けられ、その充実は必要なものと認識しており、これまで増隻の状況を踏まえ人員を確保してきたところである。

病気等により下船者が発生した場合には、速やかに予備員を派遣する等、可能な限りの対応を行ってきており、今後においても、水産庁官船の運航に支障が生じることのないよう対応してまいりたい。

(関調査交渉部長)

漁業調整事務所及び船舶の 2024 年度の人事異動にあたっては、組合員の希望を十分尊重すること。

(岩崎水産庁漁政課管理官)

人事異動にあたっては、人材育成を含めた適材適所の配置となるよう、意向調書をもとに、必要に応じて個別面談等を行いながら職員の意向を丁寧に把握し、適切に対応してまいりたい。

(関調査交渉部長)

級別定数改定について、どのような査定結果となったのか。

特に、地方出先機関の処遇改善が実現できる定数が確保できたのか。

なお、この間も行政職（二）の運用基準の緩和、海事職（一）及び（二）、医療職（三）の昇格基準の緩和を求めてきたところである。これらの処遇改善が図られる級別定数改定が実現するよう、引き続き最大限の対応を要請する。

(河南秘書課長)

地方出先機関を含め、全体としては必要な級別定数が認められたところであるが、更なる処遇改善のため、引き続き級別定数の確保に努めてまいりたい。

昇格基準の緩和については、行政職（二）の運用基準、海事職及び医療職（三）の昇格基準に関し、弾力的な運用を行えるよう、引き続き人事院に要望してまいりたい。

(関調査交渉部長)

現在、4月期の人事異動に向け作業中のことと思うが、人事異動にあたっては、必要に応じて面談を行うなど丁寧な対応を行うとともに、組合員の理解と納得のもとに行うこと。

また、転居を伴う人事異動にあたっては、引越業者の確保などに向けた赴任期間の弾力的運用はもとより、農林水産省として、内示の早期化や人事異動、引越の分散化に取り組む

よう重ねて要請する。

(河南秘書課長)

人事異動に当たっては、人材育成を含めた適材適所の配置となるよう、希望調書をもとに、必要に応じて個別面談等を行いながら職員の意向を丁寧に把握し、適切に対応してまいりたい。

なお、4月期の人事異動は対象者が多い状況になるが、転居を伴う異動の場合には、赴任期間を有効に活用することや、赴任期間内での引越しが困難な場合やその他やむを得ない場合には、赴任期間延長の申出ができることとしており、これらについて改めて周知してまいりたい。

(渡邊書記長)

引き続き厳しい定員事情のもとで、食料・農業・農村政策の新たな展開方向を踏まえた農林水産行政を巡る諸課題に的確に対応しなければならないが、今後も我々労働組合との十分な議論の上、対応するよう求めておく。

また、2024年度の業務運営にあたっては、4月以降の円滑な業務執行体制の確立が重要となるので、我々も今回の予算概算、組織・定員決定を踏まえた課題把握をするため、意見集約に取り組むこととするので、各職域の課題を改善する観点から、3月中旬に業務運営上の諸課題を議題とした労使間意見交換会の開催を要請する。

なお、2024年度をもって現在の定員合理化計画が終了するが、国民生活に不可欠な農林水産行政をはじめとする公務・公共サービスが重視されるなかで、定員合理化計画は抜本的に見直すことが必要である。見直しに向けて私たちも全力を挙げるので、当局としても最大限の対応を求める。

(河南秘書課長)

本日は、「令和6年度農林水産予算概算決定」と「令和6年度組織・定員」について意見交換し、それぞれに貴重な意見をいただいたところである。

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を踏まえ、食料安全保障の強化を始めとした農林水産業を取り巻く諸課題に的確に対応する必要があると、本省と地方機関等が一体となり協力して取り組んでいくことが重要と考えている。

このため、御要請を踏まえ、業務運営上の諸課題を議題とした労使間意見交換会を3月中旬に行うことを検討したい。

なお、定員合理化については、政府全体のルールの下で対応していくものであるが、今後の農林水産行政を的確に推進できる体制整備を図るため、内閣人事局へ働きかけてまいりたい。

(三宅秘書課人事企画官)

以上をもって、令和5年度第2回労使間意見交換会を終了する。

－ 以 上 －